

福井医療大学内部質保証の基本方針

福井医療大学（以下「本学」という。）の理念・目的を実現し、その使命を果たすため、教育、研究、社会貢献等の諸活動を恒常的に改善し、質の向上を図るとともに、社会への説明責任を果たすことを目的として、次のとおり、内部質保証の方針（以下「本方針」という。）を定める。

1 方針

(1) 部門別の自己点検・評価及び全学的な自己点検・評価

法令に基づき実施する本学の自己点検・評価は、学部、研究科、事務部、図書館、委員会（以下「部門別」という。）において行い、さらに、部門別の点検・評価結果を踏まえて行う全学的な自己点検・評価の二段階で行う。また、法令に基づき、本学が認証評価機関による認証評価を受ける場合も、上記と同様に二段階の自己点検・評価を行う。

なお、自己点検・評価及び認証評価の評価対象は、教育活動に関する事項、研究活動に関する事項、社会貢献に関する事項、大学運営に関する事項、その他自己点検・評価及び認証評価に関する重要事項とし、自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、自己点検・評価報告書を基礎にして、認証評価を受けるための認証評価申請書を作成する。

(2) 事業の方針・計画、取組実施、点検・評価、改善・向上による内部質保証

各部門の自己点検・評価結果及び全学の自己点検・評価結果に基づき、各部門及び全学の方針・計画を改定し、取組実施、点検・評価、改善・向上によるPDCAサイクルによって恒常的に改善・改革を推進する。

(3) 客観的なデータに基づく点検・評価活動

学生を対象とするアンケート調査を実施するなど、本学の教育研究活動等に関する意見の収集と分析を行い、大学の基礎データなどの教育研究の実態や成果に関する客観的なデータに基づき、自己点検・評価を行う。

(4) 第三者検証による質保証

本学の自己点検・評価及び内部質保証に関する活動の水準を維持、向上させるため、定期的に第三者による検証を行う。

(5) 社会への公表

本学の全学的な自己点検・評価結果、第三者による検証結果及び外部の認証評価機構による大学評価結果を自己点検・評価報告書、大学ホームページに掲載し、広く学内外に公表する。

2 組織体制及び各組織の責任と権限

(1) 自己点検・評価委員会

本方針の下、全学的な内部質保証の責任を負う組織として、自己点検・評価の企画、立案、実施及び認証評価を受けるための計画、実施を行う。

学長は、全学的な自己点検・評価及び認証評価の結果に基づき、各部門の長に対して、その報告及び改善の指示を行うとともに、方針・計画を策定するなど、その改善に努めなければならない。

(2) 各部門（学部、研究科、事務部、図書館、委員会等）

本方針の下、各部門の自己点検・評価の実施を担う組織として、学長の改善・向上策の指示に基づき各部門の内部質保証の推進を行い、自己点検・評価結果を学長へ報告する。

部門の長は、全学的な自己点検・評価及び認証評価の結果に基づく学長からの指示を受け、改善に努めなければならない。

(3) I R室

I R（Institutional Research）室は学長の下に置かれ、各部門の長ほか、I Rの推進に学長が必要と判断した教職員で構成する。I R室では、教学I Rを中心に各部門から提出された教育研究、学生生活に関するデータを分析し、その成果や課題を学長、自己点検・評価委員会等に報告する。